

議案第13号

城陽市国民健康保険条例の一部改正について

城陽市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めたい
ので、議会の議決を求める。

令和4年2月21日提出
(2022年)

城陽市長 奥田敏晴

城陽市国民健康保険条例の一部を改正する条例

城陽市国民健康保険条例（昭和36年城陽市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
(一般被保険者に係る基礎賦課総額)	(一般被保険者に係る基礎賦課総額)
第13条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第20条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。	第13条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（ <u>第20条及び第20条の3</u> の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。
(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア・イ 略 ウ <u>法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</u> エ <u>法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</u> オ・カ 略	(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア・イ 略 ウ <u>法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</u> エ <u>法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</u> オ・カ 略
(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア～ウ 略 エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額	(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア～ウ 略 エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項 <u>及び第72条の3の2第1項</u> の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を

除く。) の額

(3) 略

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第16条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第20条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 略

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(3) 略

(3) 略

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第16条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第20条及び第20条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 略

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(3) 略

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第2.0条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条又は第16条の4の基礎賦課額の被保険者均等割額の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第16条第2項の規定により端数の切り上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2 第16条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第16条第3項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第16条の4」とあるのは「第16条の5の5又は第16条の5の8」と、「第16条第2項」とあるのは「第16条の5の5第2項」と、第2項中「第16条第3項」とあるのは「第16条の5第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第16条又は第16条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第20条第1項各号に掲げる者に応じてそれぞれ同項各号アに定める割合を乗じて得た額（第16条第2項の規定により端数の切り上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第16条第2項の規定により端数の切り上げを行つた後の額とする。）

5 第16条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第16条第3項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第16条の4」とあるのは「第16条の5の5又は第16条の5の8」と、「第16条第2項」とあるのは「第16条の5第2項」と、第5項

中「第16条第3項」とあるのは「第16条の
5の5第3項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第20条の3の規定は、令和4年度（2022年度）以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度（2021年度）以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険料に係る未就学児の被保険者均等割額を減額する改正を行いたいので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第81条の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

国民健康保険法（抜粋）

（条例又は規約への委任）

第81条 第76条から前条までに規定するもののほか、賦課額、保険料率、納期、減額賦課その他保険料の賦課及び徴収等に関する事項は、政令で定める基準に従つて条例又は規約で定める。

参考資料

城陽市国民健康保険条例の一部改正条例要綱

1 改正の概要

国民健康保険料に係る未就学児の被保険者均等割額について、10分の5を乗じて得た額を減額する（第13条の3、第16条の5の2、第20条の3関係）。

2 施行期日

令和4年（2022年）4月1日